

# よろこび便り

天成会 小林内科診療所 腎透析センター

今回は介護保険と歯周病についてお話しします。

## 【介護保険】

ご存知ですか？ 介護保険！

介護保険ってお得で、とっても助かる制度なんです。

でも申請しないと利用できません。

65歳前になると岡山市から介護保険保証は郵送されて

来ますが、申請して、要支援または要介護の認定を受けないと介護サービスを利用することはできません。

40歳以上 65歳未満の透析患者様は特定疾病がある人は申請ができます。(例えば糖尿病性腎症など)

申請すると訪問調査員による訪問調査が実施され、認定結果が出るまでに約1ヶ月はかかりますので、それを見込んで早めに対応するのが良いでしょう。

介護サービスには、訪問介護や訪問看護等の訪問系と、デイサービス・デイケア等の通所系や、ショートステイの外泊や、福祉用具のレンタルや購入、住宅改修等が利用できます。また通院が出来難い方は介護タクシー(要介護1以上)も利用できます。個人負担はそれぞれ収入に応じて、1割または2割負担ですが、平成30年8月からは3割負担が追加されます。

詳しくは**小林内科の在宅介護支援センターあおえ**にお問い合わせください。



## 【透析患者さんの歯周病～その1 口の中をチェックしてみよう】

歯ブラシ、歯磨き粉のコマーシャルで「歯周病予防」「プラークコントロール」って言葉を聞いたことがありますか？昔のコマーシャルでは「りんごを食べると歯ぐきから血が出ませんか？」と、かなり古くから歯ぐきの健康については言われていました。

近年では「口の中を清潔に健康に保つ事が、全身の健康維持につながる」と言われています。

透析医療に於いても「口の中の健康」はとても重要です。

皆様にも是非！ご自分の口の中の状態に関心をもって頂きたく「よろこびだより」の紙面をお借りしました。

まずは右の表を見ながらチェックしてみてね。

何個当てはまりますか？

結果は次回の「よろこびだより」で

